

議案第33号

備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日

備前市長 吉村 武司

備前市条例第 号

備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年備前市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第6条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当及び退職手当」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第13条の2 給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第22条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第22条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第22条の2 給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第22条の規定による勤労手当の支給について準用する。

「

別表中	<table border="1"> <tr> <td>一般事務補助員、利用者支援事業補助職員、調査補助員、地区公民館館長、青少年育成専任指導員、就労支援員、障害区分認定調査員</td> <td>5号給</td> </tr> </table>	一般事務補助員、利用者支援事業補助職員、調査補助員、地区公民館館長、青少年育成専任指導員、就労支援員、障害区分認定調査員	5号給	を
一般事務補助員、利用者支援事業補助職員、調査補助員、地区公民館館長、青少年育成専任指導員、就労支援員、障害区分認定調査員	5号給			

」

「

<table border="1"> <tr> <td>一般事務補助員、利用者支援事業補助職員、調査補助員、地区公民館館長、青少年育成専任指導員、就労支援員、障害区分認定調査員</td> <td>5号給</td> </tr> <tr> <td>一般事務補助員(子育て支援員資格)</td> <td>18号給</td> </tr> </table>	一般事務補助員、利用者支援事業補助職員、調査補助員、地区公民館館長、青少年育成専任指導員、就労支援員、障害区分認定調査員	5号給	一般事務補助員(子育て支援員資格)	18号給	に改め、「(主任介護支
一般事務補助員、利用者支援事業補助職員、調査補助員、地区公民館館長、青少年育成専任指導員、就労支援員、障害区分認定調査員	5号給				
一般事務補助員(子育て支援員資格)	18号給				

」

援専門員資格)」の次に「、心理職員(公認心理師、臨床心理士資格)」を、「(准看護師資格)」の次に「、准看護師(認定こども園等勤務)」を、「(看護師資格)」の次に「、看護師(認定こども園等勤務)」を加え、「子育て支援センター支援員」を「子育て支援員、ICT支援員」に改め、「教育支援センター指導員」の次に「、主任ICT支援員」を加え、同表3 教育職給料表(給与条例別表第3)の部に次のように加える。

2級	ALT(外国語指導助手)	13号給
	英語教育専門員	41号給

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に対する給料について適用し、同日前の勤務に対する給料については、なお従前の例による。

議案第33号参考資料

備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 給与 フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当及び退職手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</u></p> <p>(給与の支給)</p> <p>第6条 給与(期末手当、<u>勤勉手当及び退職手当を除く。</u>次項において同じ。)の計算期間は、毎月1日から末日までとし、翌月に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>勤勉手当</u>)</p> <p>第13条の2 <u>給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、<u>前項において準用する給与条例第22条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第22条 給与条例第21条第1項、第2項、第4項及び第6項の規定は、任期の</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 給与 フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>及び退職手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当</u>をいう。</p> <p>(給与の支給)</p> <p>第6条 給与(期末手当 _____ を除く。次項において同じ。)の計算期間は、毎月1日から末日までとし、翌月に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第22条 給与条例第21条第1項、第2項、第4項及び第6項の規定は、任期の</p>

定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第8項第2号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(勤勉手当)

第22条の2 給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第22条

定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第8項第2号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

の規定による勤勉手当の支給について準用する。

別表(第4条関係)

職種別給料表(上限)

給料表の種類	職務の級の	適用範囲	号給の上限
1 行政職給料表(給与(1)条別表第1)	1級	一般事務補助員、利用者支援事業補助職員、調査補助員、地区公民館館長、青少年育成専任指導員、就労支援員、障害区分認定調査員	5号給
		一般事務補助員(子育て支援員資格)	18号給
		手話通訳者、母子・父子自立支援員、啓発指導員、地域交流サロン運営事業相談員、介護認定訪問調査員、要介護認定調査員	23号給
		家庭相談員、社会福祉士、図書館司書、学芸員、歴史資料調査員、社会教育指導員、埋蔵文化財専門研究員	25号給
		介護予防プランナー(介護支援専門員資格)	30号給
		介護予防プランナー(主任介護支援専門員資格)、心理職員(公認心理師、臨床心理士資格)	31号給
	2級	安全安心担当官、備前焼ミュージアム館長	40号給
一般職給料表(2) (略)			

別表(第4条関係)

職種別給料表(上限)

給料表の種類	職務の級の	適用範囲	号給の上限
1 行政職給料表(給与(1)条別表第1)	1級	一般事務補助員、利用者支援事業補助職員、調査補助員、地区公民館館長、青少年育成専任指導員、就労支援員、障害区分認定調査員	5号給
		手話通訳者、母子・父子自立支援員、啓発指導員、地域交流サロン運営事業相談員、介護認定訪問調査員、要介護認定調査員	23号給
		家庭相談員、社会福祉士、図書館司書、学芸員、歴史資料調査員、社会教育指導員、埋蔵文化財専門研究員	25号給
		介護予防プランナー(介護支援専門員資格)	30号給
		介護予防プランナー(主任介護支援専門員資格)	31号給
	2級	安全安心担当官、備前焼ミュージアム館長	40号給
一般職給料表(2) (略)			

2	医療職給料表(2) (略)	医療職給料表1級	介護予防プランナー(准看護師資格)、 <u>准看護師(認定こども園等勤務)</u>	9号給
		医療職給料表2級	介護予防プランナー(看護師資格)、 <u>看護師(認定こども園等勤務)</u> 保健師、助産師、子育て世代包括支援センター助産師	9号給 13号給
3	教育職給料表(給与条別表第3)	教育職給料表1級	利用者支援事業専任職員、教育支援員、マザースクール支援員、子育て支援員、ICT支援員 <u>養護教諭</u>	4号給 5号給
		教育職給料表2級	主要な保育に従事する保育士等(保育士及び保育教諭をいう。)を除く保育士等 主要な保育に従事する保育士等 教育指導員、巡回支援専門員、教育支援センター指導員、主任ICT支援員 部活動指導員 ALT(外国語指導助手) 英語教育専門員	8号給 24号給 48号給 13号給 41号給

2	医療職給料表(2) (略)	医療職給料表1級	介護予防プランナー(准看護師資格)	9号給
		医療職給料表2級	介護予防プランナー(看護師資格) 保健師、助産師、子育て世代包括支援センター助産師	9号給 13号給
3	教育職給料表(給与条別表第3)	教育職給料表1級	利用者支援事業専任職員、教育支援員、マザースクール支援員、子育て支援員 <u>養護教諭</u>	4号給 5号給
		教育職給料表2級	主要な保育に従事する保育士等(保育士及び保育教諭をいう。)を除く保育士等 主要な保育に従事する保育士等 教育指導員、巡回支援専門員、教育支援センター指導員 部活動指導員	8号給 24号給 48号給